



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 日 機 装 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 甲斐 敏彦
(コード番号 6376 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経営企画部長 西脇 章
(TEL. 03- 3443 - 3717)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしていますが、当社グループの決算期をグローバルベースで統一することで、財務開示や業績管理など経営および事業運営の効率化を図るため、また、将来適用を検討している国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性に対応するため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更します。これにともない、現行定款第 13 条、第 44 条および第 46 条に所要の変更を行なうものです。
また、事業年度の変更にともない、第 75 期事業年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 9 か月決算となるため、経過措置として附則を設けるものです。
なお、現在、決算期が 12 月 31 日以外の連結子会社についても、同様の変更を行なう予定です。
- (2) 当社株式の大規模な取得に対する対応策（買収防衛策）に関する規則（以下「本規則」といいます。）は、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しますが、平成 27 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、本規則を継続しないことを決定しましたので、買収防衛策に関する現行定款第 20 条を削除するものです。また、上記の変更にともない、条数の変更を行なうものです。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにともない、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条第 2 項および第 41 条第 2 項の一部を変更するものです。
なお、現行定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上

「定款変更の内容」

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 <省 略></p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第19条 <省 略></p> <p><u>第20条 (買収防衛策に関する規則)</u> <u>当社は、株主総会の決議により、当社の株式の大規模な取得によって、当社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。</u></p> <p>第21条～第30条 <省 略></p> <p>第31条 (取締役の責任免除) ① <省 略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条～第35条 <省 略></p> <p>第36条 (補欠監査役の選任) ① <省 略> ②補欠監査役の選任方法は、<u>第33条第2項を適用する。</u> ③ <省 略> ④ <省 略></p> <p>第37条～第40条 <省 略></p>	<p>第1条～第12条 <現行どおり></p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第19条 <現行どおり></p> <p><削 除></p> <p>第20条～第29条 <現行どおり></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) ① <現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第34条 <現行どおり></p> <p>第35条 (補欠監査役の選任) ① <現行どおり> ②補欠監査役の選任方法は、<u>第32条第2項を適用する。</u> ③ <現行どおり> ④ <現行どおり></p> <p>第36条～第39条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>① <省 略></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第42条～第43条 <省 略></p> <p>第44条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌</u>年<u>3</u>月31日までとする。</p> <p>第45条 <省 略></p> <p>第46条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>①当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>第47条 <省 略></p> <p><新 設></p>	<p>第40条（監査役の責任免除）</p> <p>① <現行どおり></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第41条～第42条 <現行どおり></p> <p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>第44条 <現行どおり></p> <p>第45条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>①当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。</p> <p>第46条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第43条の規定にかかわらず、第75期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9か月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第45条第2項の規定にかかわらず、第75期事業年度の中間配当の基準日は、平成27年9月30日とする。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条、第2条および本条は、第75期事業年度の経過をもって、これを削除する。</u></p>